

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日:平成29年8月22日午後1時30分)

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被告 株式会社ベルカディア

平成29年8月18日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴木	尉	久
同	富本	和	路
同	浦本	真	希
同	木村	裕	介
同	大橋		慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

書類提出命令申立書

頭書事件につき、原告ひょうご消費者ネットを除く原告ら（以下「個人原告ら」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律80条に基づき、次のとおり、書類提出命令を申し立てる。

- 1 書類の表示、書類の趣旨、及び、証すべき事実
別紙「書類目録」に記載の通り。
- 2 書類の所持者
被告

書 類 目 録

第 1 被告が旅行参加者に送付する書類

- 1 書類の表示：被告が、旅行参加者に対し送付している「イベント参加チケット」の書式（本件契約条項 1 ないし 4 をそれぞれ記載しているもの）。

書類の趣旨：被告主催のイベントへの参加に際し、被告が旅行者に対し送付している、不動文字で本件契約条項 1 ないし 4 が記載された「イベント参加チケット」と題する書類であって、被告が旅行参加者に対し、これへの署名による同意を求めているもの。

証明すべき事実：被告が、本件契約条項 1 ないし 4 の記載された「イベント参加チケット」を旅行参加者に送付し、これへの署名による同意を求めていること。

- 2 書類の表示：被告が旅行参加者に対して送付する「イベント参加チケット」に関する説明書（フォーマット）。なお、平成 26 年 7 月 30 日から現在に至るまでの間に、内容の変更がある場合には、そのそれぞれについての説明書（フォーマット）。

書類の趣旨：被告が旅行参加者に対し、被告主催のイベントへの参加には、不動文字による本件契約条項が記載された「イベント参加チケット」への署名による同意が必要であることを告知している書類。

証明すべき事実：被告が、「イベント参加チケット」への署名につき、(1)署名しなければ旅行に参加できないこと、(2)署名が旅行参加者の任意に委ねられたものではなく、こ

れを締結しなければならないこと、(3)本件契約条項1
ないし4が有効であって、署名後旅行参加者がこれを
遵守しなければならないこと、を告知していること。

第2 被告が旅行参加者から取り付けたイベント参加チケットの取扱い

- 1 書類の表示：被告が旅行参加者から取り付けた署名済みの「イベント参加チケット」。

書類の趣旨：被告が旅行参加者から、本件契約条項1ないし4のい
ずれかについて署名による同意を取り付けた書類。

証明すべき事実：被告が旅行参加者から不動文字で本件契約条項1
ないし4が記載された「イベント参加チケット」への
署名を取り付けていること。

- 2 書類の表示：被告が旅行参加者から取り付けた署名済みの「イベント参加チケット」の取扱いを定めた社内規定。なお、平成26年7月30日から現在に至るまでの間に、内容の変更がある場合には、そのそれぞれについての社内規定。

書類の趣旨：旅行参加者が本件契約条項1ないし4に対する同意の
署名をした「イベント参加チケット」について、被告
が、受領後どのように管理・利用・処分等するかを規
定した書類。

証明すべき事実：被告が旅行参加者から署名を取り付けた「イベン
ト参加チケット」を保管し、旅行参加者からの苦情申
入れや係争に備えていること。

第3 被告の旅行参加者への対応状況

- 1 書類の表示：「M. O. C. (モンベル・アウトドア・チャレンジ) 本部事務局」における旅行参加者からの問合せ対応用マニュアル。なお、平成26年7月30日から現在に至るまでの間に、内容の変更がある場合には、そのそれぞれについてのマニュアル。

書類の趣旨：旅行参加者から「イベント参加チケット」への署名についての問合せがあった場合に、被告の担当部署である「M. O. C. (モンベル・アウトドア・チャレンジ) 本部事務局」において、どのような説明を行い、契約条項への同意である署名を求めるのかについて記載した書類。

証明すべき事実：被告が旅行参加者から「イベント参加チケット」への署名を、(1)署名しなければ旅行に参加できないこと、(2)署名が旅行参加者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと、(3)本件契約条項1ないし4が有効であって、署名後旅行参加者がこれを遵守しなければならないこと、を告知して、取り付けていること。

- 2 書類の表示：「M. O. C. (モンベル・アウトドア・チャレンジ) 本部事務局」における旅行参加者からの問合せ及び回答内容の記録。ただし、平成25年7月30日から現在に至るまでの間のもの。

書類の趣旨：上記の期間において、旅行参加者から「M. O. C. (モンベル・アウトドア・チャレンジ) 本部事務局」に対してどのような問合せがあったのか、及び前記問合せに対しどのような回答を行ったのかを記載した書

類。

証明すべき事実：被告が旅行参加者から「イベント参加チケット」への署名を、(1)署名しなければ旅行に参加できないこと、(2)署名が旅行参加者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと、(3)本件契約条項1ないし4が有効であって、署名後旅行参加者がこれを遵守しなければならないこと、を告知して、取り付けていること。

- 3 書類の表示：イベント当日における「イベント参加チケット」不携帯の旅行参加者に対する当日担当従業員（ないし外部委託者）用の対応マニュアル。なお、平成26年7月30日から現在に至るまでの間に、内容の変更がある場合には、そのそれぞれについてのマニュアル。

書類の趣旨：契約条項に対する同意の署名をした「イベント参加チケット」を当日持参しなかった旅行参加者に対して、イベント当日に、イベントの現場において対応する従業員において、いかなる対応をし、いかなる条件のもとで、当該旅行者におけるイベントへの最終的な参加可否を決定するのかに関する基準を示した書類。

証明すべき事実：被告が旅行参加者から「イベント参加チケット」への署名を、(1)署名しなければ旅行に参加できないこと、(2)署名が旅行参加者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと、(3)本件契約条項1ないし4が有効であって、署名後旅行参加者がこれを遵守しなければならないこと、を告知して、取り付けていること。

第4 被告の原告ひょうご消費者ネットからの申入れへの対応状況

書類の表示：原告ひょうご消費者ネットから被告に対する申し入れによって、「イベント参加チケット」に記載する文言を、本件契約条項1から4へと順次変更した際に、被告において作成された、検討内容メモ、稟議書及び議事録等の書類一切。

書類の趣旨：被告が原告ひょうご消費者ネットからの申入れを受け、本件契約条項1から4へと順次変更した過程において、被告が検討をした具体的な事項、内容及び結論等を記載した書類。

証明すべき事実：被告が旅行参加者から「イベント参加チケット」への署名を取得する目的が、旅行参加者からの苦情申入れや損害賠償請求に対抗することにあること。

以 上